

岩手県告示第355号

計量法（平成4年法律第51号）第19条第1項の規定により、特定計量器の定期検査を次のとおり行う。

平成26年4月22日

岩手県知事 達 増 拓 也

- 1 定期検査の対象となる特定計量器 計量法施行令（平成5年政令第329号）第10条第1項第1号に規定する計量器
- 2 定期検査を行う区域、場所及び期日

区 域	場 所	期 日
平泉町	当該市町村で定める場所	平成26年6月24日
金ヶ崎町	〃	平成26年6月25日
一関市	〃	平成26年6月30日（午後）、同年7月1日、同月2日、同月3日、同月4日（午前）、同月7日（午後）、同月8日、同月9日、同月10日、同月11日（午前）、同月14日（午後）及び同月15日（午前）
住田町	〃	平成26年7月28日（午後）及び同月29日（午前）
奥州市	〃	平成26年8月18日（午後）、同月19日、同月20日、同月21日、同月22日（午前）、同月27日（午後）、同月28日、同月29日、同年9月1日（午後）、同月2日及び同月3日
陸前高田市	〃	平成26年9月8日、同月9日及び同月10日
大船渡市	〃	平成26年9月29日（午後）、同月30日、同年10月1日、同月2日及び同月3日
大槌町	〃	平成26年10月15日（午後）及び同月16日（午前）
北上市	〃	平成26年10月20日（午後）、同月21日、同月22日及び同月23日
西和賀町	〃	平成26年10月28日（午後）及び同月29日（午前）
花巻市	〃	平成26年11月4日、同月5日、同月6日、同月11日、同月12日、同月13日及び同月14日

- 3 定期検査を行う指定定期検査機関の名称 一般社団法人計量計測技術センター